

元イオンモール大日に高齢者の集いの場ができました 元気発信基地で介護予防しませんか？

問 高齢介護課

TEL 06-6992-1610

イオンモール大日1階に、「元気発信基地」があるのをご存知ですか？

ここでは、毎日10:00～21:00の間「もりぐちフレッシュ体操」のDVDを常に上映しており、誰でも出入り自由・無料で体操していただけます。生活の中に運動を取り入れて、介護のいらぬ人生を目指しませんか？



この動画が流れています→



通いの場や会議室としても利用できます

普段は体操コーナーとして開放していますが、介護予防を目的とした通いの場や会議室としての利用も可能です。

▽利用条件

- ① 守口市民・守口市で働く団体
- ② 介護予防を目的とした利用
- ③ 営利活動、宗教活動を目的としない

▽利用可能時間

10:00～21:00の間で30分単位にて利用可能

▽定員

約10人

▽受付期間

利用日の2カ月前の属する月の初平日から

受け付け開始。

(例 5月9日(金)に利用する場合

→ 3月3日(月)から受け付け開始)

利用月の前月20日が締め切りです。

▽申し込み

高齢介護課へ電話

消費生活センターだより

「お試し」だけではやめられない 定期購入のトラブル

通信販売の定期購入で「気付かないうちに契約内容が変更されていた」という相談が多く寄せられています。

【事例1】

「初回お試し980円」「定期縛りなし」の化粧水をスマホから注文しようとしたら「今だけもう1本プレゼント」と大きく表示されたので、プレゼントのボタンを選んで注文した。商品が届いたのでお試しだけで解約しようとしたら、2回目以降は8,000円で4回縛りの定期購入契約になっていた。

【事例2】

スマホからお試し価格のシャンプーを注文したら「1,000円引きクーポン」が出てきたので、クーポンを選んで再度注文ボタンをタップした。商品が届いて納品書を見ると、お試しだけのつもりだったのに1年間継続のコースになっていた。

【アドバイス】

▼広告をうのみにせず「利用規約」を必ず読む

「定期縛りなし」「お試し」「いつでも解約できる」と書かれていても定期購入になっていたり、解約の条件があったり、解約料を請求されたりすることがあります。小さな文字で書かれた利用規約や注意事項、最終確認画面など隅々まですべてよく読む必要があります。

▼注文確定後に出てきたクーポンには要注意

割引クーポンなどを選択すると契約内容が変更されて、縛りのあるコースになる可能性があります。クーポン周りの表示だけでなく、注文確定ボタンを押す前に、最終確認画面の契約内容が変わっていないかよく確認しましょう。

～「最終確認画面」のチェックリスト～

▽商品の分量、価格、購入回数、支払総額、お届け予定日

※定期購入の契約かどうか、1回だけでやめられるのか。

▽解約や返品の方法、条件

※電話番号があってもなかなかつながらなかったり、自動音声でメールなどでの連絡を案内されたりすることがあります。

▼通信販売はクーリング・オフの対象外です。しかし申し込みの最終確認画面の表示に問題があれば、契約の取り消しを主張できる場合があります。証拠になる最終確認画面や広告はスクリーンショットで残しましょう。

問 消費生活センター相談専用電話

TEL 06-6998-3600(平日 9:00～16:30)

問 消費者ホットライン

TEL 局番無し 188(土・日、祝日 10:00～16:00)



個人市民税・府民税の申告

問 課税課市民税担当

TEL 06-6992-1456

個人市民税・府民税(以下「個人住民税」)の申告は3月17日(月)までです。令和7年1月1日に守口市に居住している人は個人住民税の申告が必要な場合があります。

申告が不要な人

▽税務署へ確定申告書を提出する人

▽勤務先で年末調整をした人(給与以外の所得がない場合)

▽令和6年中に無収入の人、収入があっても個人住民税が非課税となる人(課税証明書が必要な場合などには、個人住民税の申告書を提出してください)

年金受給者は、確定申告や個人住民税の申告が必要となる場合があるので、詳しくは問い合わせください。例えば、国民健康保険料を年金からの天引き以外に別途納付書で納付した場合、社会保険料控除の追加申告が必要となります。

申告期間

時 3月17日(月)までの9:00～17:30(土・日、祝日を除く)

ただし、3月2日(日) 10:00～15:00は受け付け

場 市役所2階課税課市民税担当窓口

申告に必要なもの

▽個人住民税の申告書

▽収入を証明する書類(給与や公的年金などの源泉徴収票や、収入内訳書など)

▽所得控除を証明する書類(社会保険料の支払証明や、生命

保険料などの控除証明書、医療費の明細書など)

▽個人番号確認書類(いずれか1点の提示)

個人番号カード、通知カード(住民票上の氏名、住所などが記載されるもの)、個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書

(令和7年1月1日現在、守口市に住民票がある人は不要)

▽本人確認書類(①②どちらか1点または③のうち2点の提示)

① 個人番号カード

② 顔写真付きの身分証明書(運転免許証、パスポート、身体障がい者手帳、学生証など)

③ 顔写真の無い公的な証明書(保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、各種源泉徴収票、保険料控除証明書など)

郵送での申告

申告書に必要な事項を記入の上、収入および所得控除を証明する資料ならびに本人確認書類の写しを同封して、課税課市民税担当へ送付してください。

※ 昨年に個人住民税の申告をしている人には、あらかじめ申告書を送付しています。新たに個人住民税の申告書が必要な人は連絡してください。また、所得税の確定申告や還付申告は受け付けできません。

3月 一人で抱え込まず相談してください 3月は自殺対策強化月間

問 健康推進課

TEL 06-6992-2217

警察庁自殺統計に基づく令和5年中の自殺者数の状況は、全国で21,837人、大阪府では1,383人で前年より105人減少したものの、1日に約4人が亡くなっています。

悩みを抱えて困っているとき、生きることがつらく感じられるときは、一人で抱え込まず、専門の相談機関に相談してください。

また、身近な人の悩みに気付いたら、話を聴いて寄り添い、見守りながら、必要に応じて相談窓口を紹介してください。

大阪府が実施する電話相談

3月1日9:30～31日17:00は24時間体制で相談を受け付けます。

問 こころの健康相談統一ダイヤル

TEL 0570-064-556

悩みの相談窓口一覧
(大阪府こころの健康総合センター
webページ)→



守口市・大阪府が実施する電話相談

相談機関	受付時間	電話番号
市民保健センター	平日 9:00～17:30	06-6992-2217
こころの電話相談	月・火・木・金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:30～17:00	06-6607-8814
若者専用電話相談(わかぼちダイヤル)	水曜日(祝日・年末年始を除く)9:30～17:00	06-6607-8814
守口保健所の精神保健福祉相談	平日9:00～17:45	06-6993-3133
大阪府妊産婦こころの相談センター	平日10:00～16:00	0725-57-5225
自死遺族相談(予約制) 大切な人を自死で亡くした人のために、大阪府こころの健康総合センターの相談員が、相談に応じます。	平日9:00～17:45	06-6691-2818

各団体が実施する電話相談

相談機関	受付時間	電話番号
関西いのちの電話	24時間・365日	06-6772-1121
国際ビフレンダーズ 大阪自殺防止センター	金曜日13:00～日曜日22:00(57時間)	06-6260-4343
こころの救急箱	月曜日19:00～火曜日3:00(8時間) 木曜日19:00～22:00	06-6942-9090
自殺予防いのちの電話(フリーダイヤル)	毎日16:00～21:00 毎月10日8:00～翌日8:00(24時間)	0120-783-556